

# 琉球大学学術リポジトリ

## 日米関係（沖縄返還）10

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785</a>

東洋の古文化史 (十一) 卷

極 秘

1 次方字  
 2 森新  
 2 法眼

下田大臣

条長  
 334  
 条長

朱北一長

東郷、ス+伊-公認 (11月6日午会)

44.11.6

朱北一長

同席: 朱北一長、エリソン、江崎、法務官\*

注: 局長室 \* 江崎一行と兼中

1. 沖繩返還問題に因り上院決議

当方より官房長官に進言した時、アリス・カインラインに交渉を説明せると、2、はそれより正しい観方であるとし、

右が今後の取扱いとして法字は上下両院協議会を通じて大統領に送らるが、「上院の意向、その法字に署名しても大統領は法的に縛られない、但し MORALLY AWKWARD である」と述べた。

2. コミ=ケ案

(1) 是、均、本国の訓令有りと、總理の意向を以て之を提案(左修正中) 米項の「国にない」の削除に同意せし、米項の中、武力行使拒否云々をそのまゝとし、これを述べ、その、ワシントンでの検討(性格)は、台湾をめぐり CONTINGENCY 主義(反映)に在り、米国の対台湾態度の基軸に在り、(大陸反攻不承認の二点)を以て、BROADER IMPLICATION (当方の意向に)に対し、米国の CONTINGENCY にて、より PRECISE であると答へる、と述べた。しかし、米大統領の発言の形を以て、日本側は、~~これに~~ 認めるべきと述べた。右方、米側提案中の、米側等による資料の提供を述べた。

(2) 二水に対し局長より、大統領に依り自国の対華

義務并動 ~~の~~ 別に正当化 (右に在るが) 必要はない ~~が~~ <sup>い</sup> 削除を要せられた、その

一次総理に報告した、恐らく依然削除に ほしいというところ。若し = 大に 削除され

たならば、一部から「概ね」、「有之、<sup>と</sup> SPECIALLY に明記するが 総理の進言が

ことごとくあり、<sup>これ</sup> 押し立てることの困難とある、と述べた。

(3) 又、<sup>この</sup> プリンツと12年 交渉に付する電文に ついて切れた文切に3つあり、二以上と 国府の不満 甚だしく 雑色を示す、と述べた。

(4) 又、<sup>この</sup> 一般問題に在る 之の 外交関係 (オーストリアと平和を「強く、希望」する 如く 1972年云々の THE ) は プリンツを7記した、と 述べた。

3. 韓国 政策

<sup>上は公使王面1227)</sup> 当方より、<sup>対韓回答</sup> 及び 金PVP局長の存在 (注: 韓領事館電号) につき説明 せよと云、<sup>2</sup>

は7日の訪韓に当り 概と前進の局面で責められ たり、<sup>二</sup> 大に 対し 国府と 同様の (の) 米国の義務 (の場合)

は 遂行する用意あり (1) 日米合意に付二の遂行は 妨げない、<sup>三</sup> (ii) 遂行 <sup>は</sup> 米の ~~決定~~ 決める 如何に

と云、<sup>二</sup> 幾通りも 実施手段がある (二) 日本は 米国の 様 韓国の 安全保障に 関心 五抱し 243 (米) 自下

交渉中の大統領館が 決定 五下 前に 交渉内容の 詳細は 伏せられ、と 説明 する こと あり 述べた。

4. 米国の 在沖 企業 等 問題

(1) 先方より 本問題の 後 如何 なる こと、<sup>二</sup> 当方より ココニ 記載 する こと あり 述べ 述べ

(左加、関係方面の感觸は一致に(1)コメント  
 である。(2) (特に大森省) 才822 83-0の  
 内容外におき、との意向は(台説的  
 し、~~また~~先月の外電審議会幹事会の各者  
 会談 <sup>在沖外人企業と</sup> ~~の~~ 意向も出た旨説明した  
 (2) 二点の対し、まず、内容自体は大まかに  
 議会の対し、<sup>(特に) 特別中小企業)</sup> 二点の企業の新設が外に  
 強く、<sup>(11.7-11.7.12)</sup> 二の傍米政府と、<sup>(11.7-11.7.12)</sup> 何か  
 見せられた <sup>テキスト</sup> ~~document~~ (書簡 - 但し右の11.11.12の  
 寄信者のモノ - 2010-11-11-2010-11-12  
 スタートメントにて) 加欲しく、企業の準備開始  
 リンクを2-活動を開始する11月12日 - 3-2012  
 是非とある、と述べ、<sup>日本政府</sup> ~~document~~  
 力強ハアララズか、在沖企業は、二点の企業は - せ

に逃脱し、沖縄の経済危機を在沖官憲調法  
 (3) 上にも先月、文書の内容とに次の如き示唆は  
 (1) 日本側の STATEMENT OF INTENTION とに  
 「二点の企業に肉 ~~を~~ <sup>特別立法措置</sup>  
 加とせしむる 迅速前に努力する、  
 (2) 「本土法適用に当り若干調整が必要と  
 二点の企業は <sup>特別立法措置</sup> 迅速に  
 あり、<sup>日本政府</sup> 二点の企業は 迅速に  
 (1) 「現在の在沖米企業は 迅速に  
 二点の BENEFICIAL と考へ、特別立法措置を  
 講ずるとに努力する、  
 (2) 「二点の企業は 迅速に、二点の企業は 迅速に  
 二、三に他の企業は 本土法上の特別措置  
 にして 迅速後を 迅速に。日本政府

(L. 加立政府の意向) 2

は、その経済政策と合致する範囲内  
の出来事としての措置を講ずる用意がある。

(注: 有力企業は現存のものを、不十分なもの排除を)

(4) = 火に油、当分の措置は是項の(2)言明)

(1) 0%の原料下、半價の原料そのものの  
形で高価原料とは不可能 (※先方了解)

(2) 特に関入面での特別扱いを主張するは  
極端に困難 (同上)

問題点

(1) 上記は具体的には明記されていないが、SWEE  
PING STATEMENT により、内外業者

の両方とも外資者と見做される。

(2) 結局協議の結果 6月7日 11:00 まで  
と話し合つて終了 = 1と1と

~~11~~

(1)

極 秘  
無 期 限  
10 部の内  
5 号

別添

CONFIDENTIAL

Prime Minister Sato-President Nixon Talks

- Revised Suggested Agenda and Schedule -

November 5, 1969

November 19 (Wednesday)

10:00 - 12:00 First Meeting

- Tour d'Horizon (Including Viet Nam, China, Disarmament)
- Okinawa Reversion

November 20 (Thursday)

10:00 - 12:00 Second Meeting

- Review of Japan-U.S. Relations in 1970's (Including Post-Okinawa, Security, Asian Stability and Economic Aid)
- Bilateral Economic Relations (Including Textiles, Trade and Capital Liberalization)

November 21 (Friday)

10:00 - 10:45 Third Meeting

- (Above Item Continued)
- Others (If any)
- Final Agreement on Communique